

濃酸の規制に関する法律

第1章

総則

第1条

本法は、人の健康及び生命に危害をもたらすおそれのあるあらゆる種類の濃酸についての規則及び規制を定めることを目的とする。

第2条

本法は、人の健康及び生命に損害をもたらすあらゆる種類の濃酸を用いた企て及び犯罪の防止、阻止及び取締りについて定めることを目的とする。

第3条

本法は、人の健康及び生命に損害をもたらすおそれのあるあらゆる種類の濃酸のカンボジア王国における製造、技術革新、輸入、輸出、梱包、運搬、保有、流通、購入、販売、貯蔵及び使用のすべてを適用範囲とする。

第4条

本法において濃酸とは、液体か固体かを問わず何らかの形状で、人の健康及び生命に損害を引き起こす可能性のある pH 濃度 3 以下の酸を包含する酸成分、原料及び物質を言い、本法付表において列挙されている。ただし、電池に充填されて使用される濃度 33%未満の硫酸溶液を除く。本付表は、政令により変更することができる。

第2章

濃酸の規制権限

第5条

あらゆる種類の濃酸の製造、技術革新、輸入、輸出、梱包、運搬、保有、流通、購入、販売、貯蔵及び使用は、免許若しくは許可証を必要とし、又は他の関連する法律及び基準の規定で定めるところによらなければならない。

第6条

あらゆる種類の濃酸の輸入、輸出、製造及び技術革新に関連した免許又は許可証の発行は、鉱工・エネルギー省が権限を有する。

付表に列挙された濃酸で医療分野において使用されるものは、保健省が権限を有する。

第7条

あらゆる種類の濃酸の販売，購入，貯蔵，流通，運搬，梱包，保有及び使用の形式並びに条件は，政令で規定する。

第8条

あらゆる種類の濃酸の使用を認める免許を持つ自然人又は事業法人は，それらを最高の保安水準にある技術標準により自らの目的に応じて使用しなければならない。

第9条

本法付表に列挙されたあらゆる種類の濃酸は，産業，保健，農業，工芸，技術，科学，科学研究，実験，試験その他社会的経済的な目的に貢献する分野に資するため，かつ日常の適法な使用に限定して，使用を許可される。

第3章

濃酸による被害者の支援

第10条

濃酸による被害者が現れた場合，所管関係政府当局は，被害者を直ちに至近の保健医療施設，国立病院その他国立の医療機関に搬送しなければならない。

第11条

保健医療施設，国立病院その他国立の医療機関は，濃酸の被害者に対する救護及び治療を無償で提供しなければならない。

濃酸に被災した被害者の障害等級判断は，保健省が設置する特別委員会が管轄する。国は，濃酸被害者に対しての法的支援を提供しなければならない。

第12条

濃酸被害者の支援，リハビリテーション及び社会復帰については，社会問題・退役軍人・青少年更生省が管轄する。

第13条

国は，濃酸被害者の支援への国民，団体，国内外の非政府組織及び民間事業者の参加を奨励する。

第4章 罰則規定

第14条

免許若しくは許可のない、又は関連する他の法律若しくは基準に反したあらゆる種類の濃酸の製造、技術革新、輸入、輸出、梱包、運搬、所持、流通、購入、販売、貯蔵及び使用には、以下に記載された罰則が適用されることとする。

1. 500 ミリリットル未満の濃酸を保有している場合は、500,000 リエル以上 1,500,000 リエル以下の罰金刑及び追加罰則として濃酸の没収。
2. 500 ミリリットル以上の濃酸を保有している場合は、1,500,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金刑及び追加罰則として濃酸の没収。

第15条

事業法人は、上記第14条で規定された刑事犯罪に関し、刑法第42条（法人に関する刑事責任）に準じた刑事責任を宣告される場合がある。

500 ミリリットル未満の濃酸を保有する事業法人は、5,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処す。

500 ミリリットル以上の濃酸を保有する事業法人は、10,000,000 リエル以上 50,000,000 リエル以下の罰金に処す。

事業法人は、刑法第168条（法人に関する追加処罰）で規定された1つ又は複数の追加処罰を受ける。

第16条

濃酸を使用した故意による殺人は、15年以上30年以下の禁錮に処す。

上記の刑事犯罪が以下のいずれかを伴う場合には、終身の禁錮に処す。

1. 事前の計画又は待ち伏せ。
2. 殺害前若しくは殺害時の拷問又は残虐行為。

上記犯罪においては、刑法第206条（追加処罰の種類と期間）で規定された追加処罰が宣告される場合がある。

第17条

過失若しくは不注意により、又は濃酸を規制するために法律その他関連する基準が定めた保安義務若しくは注意義務違反により、故意なく他の者を死に至らしめた行為は、2,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金を伴う1年以上5年以下の禁錮に処す。

上記軽罪に関しては、刑法第208条（追加処罰の種類と期間）で規定された追加処罰が宣告される場合がある。

第 18 条

事業法人は、上記第 17 条で規定された犯罪に関し、刑法第 42 条（法人に関する刑事責任）で規定された条件に準じた刑事責任を宣告される場合がある。

事業法人は、20,000,000 リエル以上 50,000,000 リエル以下の罰金刑とともに刑法第 209 条（法人に関する刑事責任）で規定される 1 つ又は複数の追加処罰を受ける。

第 19 条

人に対する濃酸を使用した拷問及び残虐行為は、10 年以上 20 年以下の禁錮に処す。

上記の刑事犯罪が身体の一部の欠損又は恒久的な障害を引き起こした場合は、15 年以上 25 年以下の禁錮に処す。

上記の刑事犯罪が過失による被害者の致死、又は被害者の自殺の原因となった場合は、20 年以上 30 年以下の禁錮に処す。

上記の刑事犯罪に関し、刑法第 206 条（追加処罰の種類と期間）で規定される追加処罰が宣告される場合がある。

第 20 条

濃酸を使用した他の者への故意の暴行は、2 年以上 5 年以下の禁錮及び 4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処す。

かかる行為が身体の一部の欠損又は恒久的な障害を引き起こした場合は、5 年以上 10 年以下の禁錮に処す。

かかる行為が過失による被害者の致死を引き起こした場合は、10 年以上 20 年以下の禁錮に処す。

上記刑事犯罪に対し、刑法第 229 条（追加処罰の種類と期間）で規定される追加処罰が宣告される場合がある。

本条第 1 項で規定された軽罪の未遂も、本軽罪と同様に処罰されるものとする。

第 21 条

濃酸を規制するために規定された法律その他関連する基準が定める保安義務又は注意義務に違反して、故意でなく、過失若しくは不注意で傷害に至らしめる行為は、1 か月以上 1 年以下の禁錮及び 200,000 リエル以上 2,000,000 リエル以下の罰金に処す。

かかる行為が身体の一部の欠損を引き起こした、又は恒久的な障害を引き起こした場合は、6 か月以上 3 年以下の禁錮及び 1,000,000 リエル以上 6,000,000 リエル以下の罰金に処す。

上記軽罪に関し、刑法第 237 条（追加処罰の種類と期間）で規定される追加処罰が宣告される場合がある。

第 22 条

事業法人は、上記第 21 条で規定された犯罪に関し、刑法第 42 条（法人に関する刑

事責任) で規定された条件に準じた刑事責任を宣告される場合がある。

事業法人は、5,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金とともに、刑法第 238 条 (法人に関する刑事責任) で規定された 1 つ又は複数の追加処罰を受ける。

第 23 条

技術基準を順守せずに濃酸を使用して食品を製造した場合、1 年以上 5 年以下の禁錮及び 2,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処す。

第 24 条

事業法人は、上記第 23 条で規定された犯罪に関し、刑法第 42 条 (法人に関する刑事責任) で規定された条件に準じた刑事責任を宣告される場合がある。

事業法人は、20,000,000 リエル以上 50,000,000 リエル以下の罰金とともに、刑法第 168 条 (法人に関する刑事責任) で規定された 1 つ又は複数の追加処罰を受ける。

第 5 章 経過規定

第 25 条

本法の効力発生後、免許を取得せずに濃酸に関連した事業を行っている自然人又は事業法人及び濃酸に関する事業を運営することを計画するあらゆる自然人又は事業法人は、法律に準じて事業を運営する許可を求める申請書を記入しなければならない。

第 26 条

本法第 14 条で定められた規定は、本法第 7 条で規定された政令の発効後に適用が可能となる。

第 6 章 最終規定

第 27 条

本法に反するあらゆる規定は、無効である。

本法律は、第 4 期カンボジア王国国民議会の定例会議により

2011 年 11 月 3 日国民議会承認

国民議会議長 **Heng Samrin**

付表 濃酸（濃酸の規制に関する法律 第4条）

本表は、以下より構成される。

- クメール語及び外国語による濃酸の名称
- 固体か液体かを問わず、pH3 以下で健康及び人命に危険を引き起こす可能性のある性質である混合物を含んだ濃酸。
- 濃酸物質を生成するために使用される可能性のある未加工及び混合物質を含む。

| ភាសាខ្មែរ | ភាសាបារាំង | ភាសាអង់គ្លេស/មេមេណេរ/កែវ | រូបមន្តគីមី |
|---------------------------------|------------------------------|--------------------------|--|
| អាស៊ីតអ៊ីយ៉ូឌិក | Acide iodhydrique | Hydroiodic acid | HI |
| អាស៊ីតអ៊ីប្រូមិក | Acide bromhydrique | Hydrobromic acid | HBr |
| អាស៊ីតពែរក្លរិក | Acide perchlorique | Perchloric acid | HClO ₄ |
| អាស៊ីតក្លរិក | Acide chlorhydrique | Hydrochloric acid | HCl |
| អាស៊ីតហ្វ្លូអ៊ូរិក | Acide Fluoridrique | Hydrofluoric Acid | HF |
| អាស៊ីតស៊ុលហ្វួរិក | Acide sulfurique | Sulfuric acid | H ₂ SO ₄ |
| អាស៊ីតនីត្រិក | Acide nitrique | Nitric acid | HNO ₃ |
| អាស៊ីតក្លរិក | Acide chlorique | Chloric acid | HClO ₃ |
| អាស៊ីតប៉ារ៉ាតូលុយអែនស៊ុលហ្វួរិក | Acide para toluenesulfonique | p-Toluenesulfonic acid | C ₇ H ₈ O ₃ S |
| អាស៊ីតប្រូមិក | Acide bromique | Bromic acid | HBrO ₃ |
| អាស៊ីតពែរប្រូមិក | Acide perbromique | Perbromic acid | HBrO ₄ |
| អាស៊ីតអ៊ីយ៉ូឌិក | Acide iodique | Iodic acid | HIO ₃ |
| អាស៊ីតពែរអ៊ីយ៉ូឌិក | Acide periodique | Periodic acid | HIO ₄ |
| អាស៊ីតហ្វ្លូអូអង់ទីម៉ូនិក | Acide fluoroantimonique | Fluoroantimonic acid | H[SbF ₆] |
| អាស៊ីតម៉ាហ្សិក | Acide magique | Magic acid | FSO ₃ HSbF ₅ |
| អាស៊ីតកាបូរ៉ាន | Acide carborane | Carborane acid | H(CHB ₁₁ Cl ₁₁) |
| អាស៊ីតហ្វ្លូអូស៊ុលហ្វួរិក | Acide fluorosulfurique | Fluorosulfuric acid | FSO ₃ H |
| អាស៊ីតត្រីហ្វ្លូរិក | Acide Trifluorique | Triflic acid | CF ₃ SO ₃ H |